

# 綾瀬市バス交通のあり方 提言書

～多様な市民ニーズに対応し、より利便性に優れた  
公共交通ネットワーク体系の実現を目指して～



平成 19 年 3 月  
綾瀬市バス交通検討市民会議

## はじめに

鉄道駅のない綾瀬市にとって、路線バスが唯一の公共交通機関として、市民生活の足を支えています。

現在、市内の路線バス網は、2社のバス会社により運行されていますが、市周辺の鉄道駅との連絡を基本として、各バス会社のバス路線が市役所を中心として東西にすみ分けされていることから、市内の移動の多様性に乏しく、自動車利用を助長しています。また、バスが利用できない交通不便地区や市中央部への利便性が低い地区が存在します。

こうした課題を是正し、より優れた公共交通網の整備に向けた『バス交通のあり方やバス網再編計画』を検討するために、平成16年9月に「綾瀬市バス交通検討市民会議」が設立され、これまで28回の会議を開催し議論を重ねてきました。

この間、平成17年9月、平成18年7月の2回、『コミュニティバス導入に関する中間提言』を行い、平成17年11月の1号車、平成18年11月の2号車～5号車の試験運行計画を提案するとともに、全世帯市民アンケートや試験運行中の利用者アンケートを実施する等、より良いコミュニティバスのあり方やバス網の再編に向けて検討を重ねてまいりました。

今後も継続してバス網の再編が進められますように、これまでの市民会議の議論を発展させ、より優れた計画に成熟させるとともに、実現させていくことが我々市民会義の願いであります。

本提言書は、これまでの中間提言を踏まえ、綾瀬市のバス網再編に向けた基本的な考え方を提言するものです。

平成19年3月 綾瀬市バス交通検討市民会議

## 《目 次》

I. 綾瀬市コミュニティバスの基本方針.....	1
1. 全体方針 .....	1
2. 地域別方針と試験運行計画 .....	3
II. バス交通のあり方.....	5
1. 基本理念 .....	5
2. 計画目標 .....	5
3. バス交通の再編に向けて .....	8
III. さらなる充実に向けて.....	11

# I. 綾瀬市コミュニティバスの基本方針

## 1. 全体方針

### 1) コミュニティバスの役割

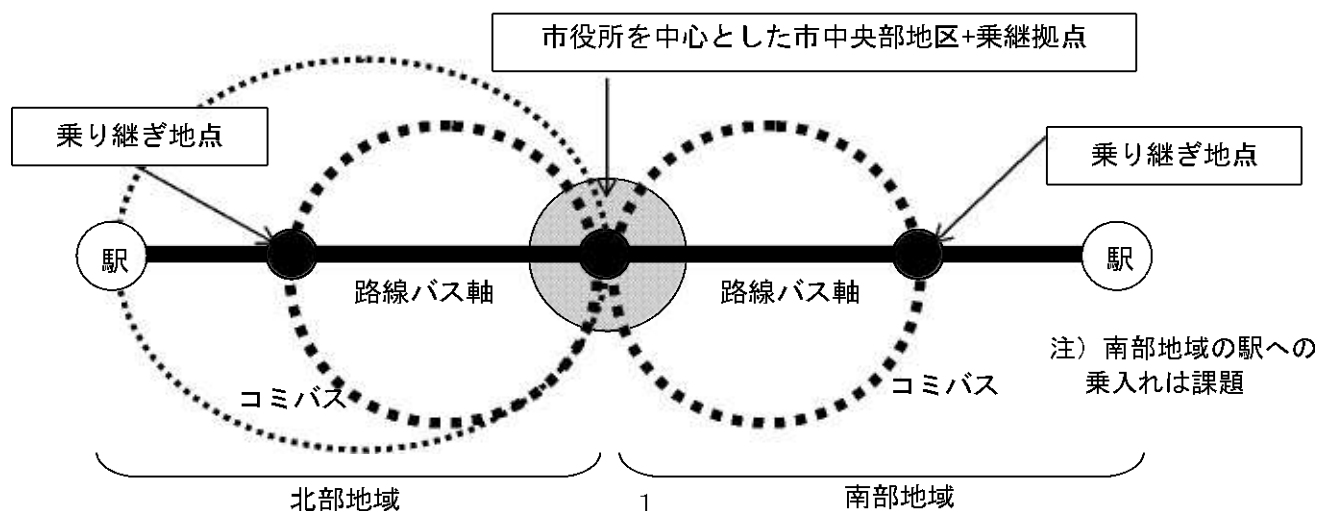
- コミュニティバス（以下、「コミバス」）は、公共交通不便地区や市中央部地区へのアクセス不便地区における市民の足を確保し、市中央部地区にある行政・文化・医療・商業（店舗）等の施設利用の促進、高齢者等の外出機会の増大、他の交通機関への乗継の利便性の向上を図る
- 将来的には、地域の実情に合わせ、より優れた交通基盤に発展させる役割を担う

### 2) コミバス路線配置の基本的な考え方

- 路線バスが幹線的なバス軸を構成して、コミバスはバス軸を補完する
- 市中央部地区では、コミバス相互及びコミバスと路線バス相互を乗り継ぐ
- 市内外に移動しやすいように、コミバスは駅を連絡する路線バスと交差する場所で乗り継げ、路線バスとの協調・協働により、可能な限り鉄道駅に乗り入れる
- 路線バス網が充実していない地域では、ばらバス※の代替機能を担う

※高齢者福祉会館利用者の輸送を主な目的とした市内無料循環バス

### コミバス路線配置の基本的な考え方



### 3) コミバスルートの基本的な考え方

- 路線バスで市中央部地区へのアクセスが困難な「寺尾台・寺尾中・寺尾北地区」、「大上・蓼川地区」、「吉岡地区」、「落合・上土棚地区の一部」を対象としたルートとする
- 市中央部地区は、市役所を起終点として、文化会館、保健センター、市民スポーツセンター、綾瀬厚生病院、店舗等の主要な施設を経由することを基本とする

### 4) 料金設定の基本的な考え方

- 料金は、基本的に全市的なバスネットワークと料金の公平さを確保するために、路線バスにより近づけた料金を基本とする
- 大人 150 円、小児 80 円（小学生以下）、高齢者 100 円（65 歳以上）、障害者大人 100 円、障害者小児 50 円（小学生以下）とする

### 5) 今後の課題

- コミバスの利用促進策（回数券、共通パス等）を積極的に進めることが課題である
- コミバスの導入効果を踏まえ、より効果的・効率的な運行を必要に応じて検討するとともに、自主財源（有料広告等）を継続的に確保していくことが課題である
- コミバスの導入、乗継バス停の設置、道路整備や情報技術の活用等を契機として、市民生活と様々な市民活動等に対し、より効果的、効率的な路線バス網の再編を推進していくことが課題である
- 経済的な合理性のみの追求により、高齢者や障害者等の利便性が損なわれないように、福祉行政に配慮することが課題である

## 2. 地域別方針と試験運行計画

地域	平成17年度 地域別方針	試験運行計画等				今後の課題
		ルート	開始時期	運行距離	運行時間	
北西部 (小園・早川地区)	海老名駅と市役所を結ぶ路線バス網の密度が高いため、交通不便地区等のバス網の課題はほとんどなく、また、ばらバスの運行ルートは概ね路線バスと重複していることから、既存のバス路線網を活用・充実する地域とする。 なお、ばらバスの代替機能を確保するための検討が必要である。	<p>ばらバスの代替機能を確保するため、市役所と綾瀬厚生病院間において、高齢者福祉会館利用者の路線バスからコミバスへの乗継ぎ利用を無料化する*。</p> <p>*平成18年11月1日より実施、路線バスが市民文化センターに乗入れていない地域との公平性の確保から、全てのコミバス路線で対応を可能とする。</p>				路線バス網が充実している地域におけるばらバスの代替機能を確保するため、路線バスの市民文化センターへの延長をバス会社と継続協議する。
北東部 (蓼川・大上地区、寺尾地区)	バス路線が市中央部と結ばれていない地区があることから、コミバスを導入する地域として位置づける。	市役所～かしわ台駅～市役所 (1号車)	平成17年11月1日	往復約14km	午前6時台～午後9時台、1日12本→利用実態を踏まえ、平成18年11月に午前7時台～午後8時台、1日10本に変更	蓼川・大上地区から市役所までのバス路線化を、継続協議する。
		市役所～相模大塚駅 (2号車)	平成18年11月1日	往復約19km	午前7時台～午後6時台、1日7本	
南西部 (吉岡・綾西地区)	綾西地区は、海老名駅と市役所を結ぶバス路線網が充実している。 一方で、吉岡地区は、人口密度が低く、また、バス需要も低い地域である。 既存の路線バスは、小学生の通学に対応するために、朝夕の1便のみ運行しているが、鉄道駅や市役所周辺と円滑に結ばれていないことから、コミバスを導入する地域として位置づける。	市役所～高座屋内温水プール (5号車)	平成18年11月1日	往復約14km	午前8時台～午後7時台、1日5本  (地域の実情に合わせ無駄のない運行を目指すために5号車と4号車は、市役所を起点として1台のバスで交互運行する)	コミバスと一部ルートが重複する吉岡地区と海老名駅を結ぶ路線バスについては、その存続をバス会社と継続協議する。
南東部 (落合・上土棚地区の一部)	長後駅とさがみ野駅、長坂上地区・上土棚団地と長後駅を結ぶ路線バスが充実しているが、落合・上土棚地区の一部では市役所周辺に行きづらくなっていることから、コミバスを導入する地域として位置づける。	市役所～上土棚団地～市役所 (3号車)	平成18年11月1日	往復約17km	午前7時台～午後6時台、1日8本	市役所から長坂上地区・上土棚団地を經由し長後駅までの路線化をバス会社と継続協議する。
		市役所～上土棚北～市役所 (4号車)	平成18年11月1日	往復約8km	午前7時台～午後6時台、1日5本	

# I. 綾瀬市のコミュニティバスの基本方針

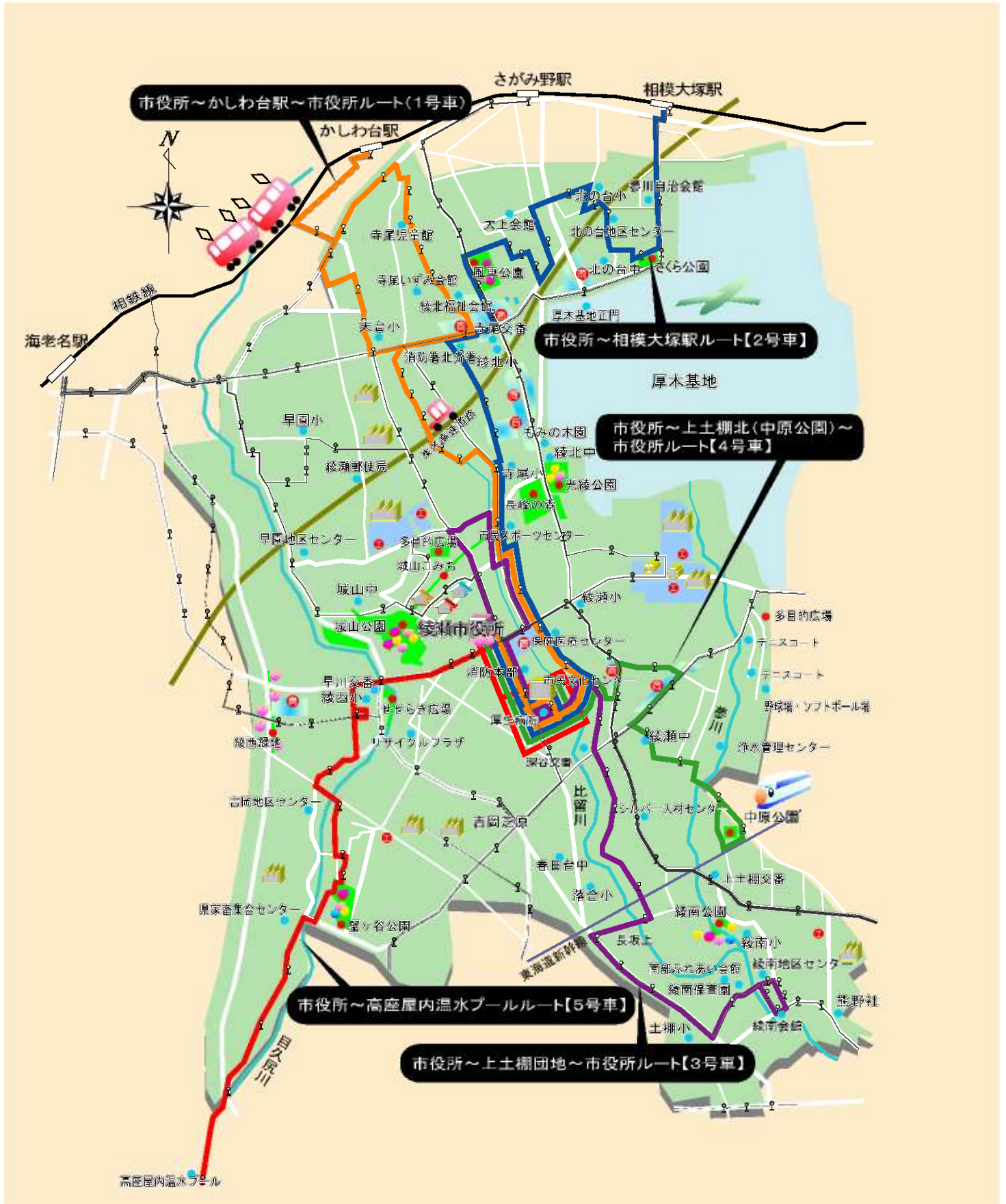


図. 綾瀬市コミュニティバスのルート案内図

## Ⅱ. バス交通のあり方

### 1. 基本理念

バス網再編計画は、市中央部地区を中心に、鉄道駅等への移動のしやすさを向上させ、長期に渡って継続的にそのサービスを提供するための『公共交通ネットワークづくり』を目指す

### 2. 計画目標

- ① バス利用環境の整備
- ② 各種施策の連携・強化
- ③ バス交通を発展させる協力・協働体制づくり
- ④ 地域の実情に合わせた交通体系の実現
- ⑤ 市中央部地区でのタウンセンター計画と交通計画の連携による綾瀬の顔づくりの支援

#### ①バス利用環境の整備

- ・ 既存の路線バスは、2つのバス事業者が個々に運行している。このため、市役所を中心に東西にバス路線がすみ分けされ、市内の移動の多様性に乏しく、これを越え移動するには乗継ぎが発生している。乗継ぎでは料金負担が大きいこと、また、時間のロスが生じるため、その解消が必要です。
- ・ ベンチ、上屋、照明等が不十分なバス停での待合環境の悪さ、通勤時間帯等での定時性の低下、料金収受の煩わしさ等の問題が自動車利用を助長させていると考えられることから、こうした問題への対応が必要です。

#### ②各種施策の連携・強化

- ・ 路線バス等のサービス充実、強化によって期待される行政サービスの向上効果は次頁のとおりです。こうした効果を最大限に引き出すためには、各種施策の連携・強化が必要です。



## II. バス交通のあり方

- ・ 路線バス等は、高齢者等の生活を支える重要な公共交通でもあることから、全市的な福祉施策としての運行サービス等の展開が必要です。
- ・ バス網を充実させるためには、既存のバス路線及びバス路線計画に合わせた道路整備が必要です。

### 《バス等のサービスの充実・強化によって期待される行政サービスの向上効果》



- 保健福祉：高齢者等の移動支援
- 産業振興：市中央部地区への移動のしやすさ、集客力の向上
- 開発支援：開発計画地への移動のしやすさの向上、資産価値の向上
- 定住化促進：交通不便さの是正による定住化意欲の向上
- 生涯学習支援：文化、スポーツ施設への移動のしやすさの向上による生涯学習等の普及支援
- 環境対策：マイカーの利用抑制による環境保全

### ③バス交通を発展させる協力・協働体制づくり

- ・ 長期に渡って継続的にサービスを提供していくためには、多様な交通主体\*それぞれの機能を活かした交通体系づくりが不可欠であり、相互が信頼し合える協力・協働体制の強化が必要です。
- ・ 我々市民においても、路線バスの利用機会を増やすこと、利用を呼びかけること、バス等の運行を阻害する路上駐車禁止や道路にはみ出した植栽の伐採等、自らができることは積極的に行う必要があります。
- ・ バス交通検討市民会議を継続・発展させ、地域に密着したニーズと課題を計画に反映させていく必要があります。
- ・ 市中央部地区の育成に向けては、お買物バス券の発行等、商工会等と一体となった取り組みが必要です。

\*）バス会社以外のタクシー業者、NPO等

#### ④地域の实情に合わせたバス交通の実現

- コミバスは、道路事情が悪く既存の路線バスでは運行できない、民間バス事業者では採算の確保が難しい等の問題が生じていた交通不便地区や市中央部への利便性が低い地区を運行しています。また、コミバスは、市が運行経費の赤字補填を行っていますが、長期に渡って継続的にサービスを提供していくためには、その特性の1つである地域コミュニティの形成を損なうことなく、地域の实情に合った運行形態の見直し（例 ジャンボタクシー、デマンド交通等）を検討することも必要です。
- 新たな路線設定や見直しを行う際の交通事業者の決定に際しては、補助金を条件とした入札等、交通事業者の企業努力を促していくとともに、市と交通事業者の役割分担<sup>\*</sup>を検討することが必要です。

#### ※地域の实情に合わせたバス交通の実現（市と交通事業者の役割分担）

	今後の展開	条件等
①交通事業者が受け持つ路線	既存の路線バスの一部経路変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 採算性がある</li> <li>• 路線バスへの乗り継ぎ需要が多い（支線交通）</li> <li>• 人口密集地域等</li> </ul>
	コミバスの自主運行	
	他の交通主体（乗合タクシー、デマンド交通等）へ移行	
②市が受け持つ路線	コミバスの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人口低密地域</li> <li>• 民間交通事業として成立しない地域等</li> </ul>
	他の交通主体（乗合タクシー、デマンド交通等）の導入	

#### ⑤市中央部地区との連携による綾瀬の顔づくりの支援

- 市中央部地区を綾瀬の顔として、より一層発展させていくためには、市中央部地区のタウンセンター計画と連携した交通基盤の整備が必要です。
- 交通基盤として整備すべきものは、①市中央部地区への行きやすさ

の向上、②市中央部地区の市役所、文化会館、保健センター、市民スポーツセンター、綾瀬厚生病院、商業（店舗）等の地区内移動におけるバリアフリー化であり、こうした整備により市中央部地区の“ワン・ストップ・サービス”（一箇所に必要なサービスが整っている）を促進させていくことが必要です。

- 路線バス等により、こうした交通基盤を支える一方で、寺尾上土棚線の4車線化により生じた市役所前交差点については、歩車分離式信号や交通バリアフリー化を進め、将来的には、安全で快適に周辺施設へ行き来できるように、歩行者デッキ等による連絡が望まれます。

### 3. バス交通の再編に向けて

- 限られた予算の中で効果的、効率的に、路線バス等のサービスを高めていくためには、まちづくり計画・道路整備計画等との整合を図り、段階的な計画目標を定める
- 取組みの効果、市民ニーズを把握した上で、次の段階に進める又は計画を見直す
- 路線バス及びコミバスの運行実績の評価に加え、福祉の充実、環境汚染等の課題を十分踏まえ、その経済合理性を検討し、次の施策を立案する
- 第1段階は、綾瀬市がバス利用の促進、意識高揚を促す取組みを実施し、それ以降は、交通事業者等との協働により取組みを進める
- 最終的には、鉄道を含め、各種交通機関と連携した、より利便性に優れた公共交通ネットワークづくりを目指す

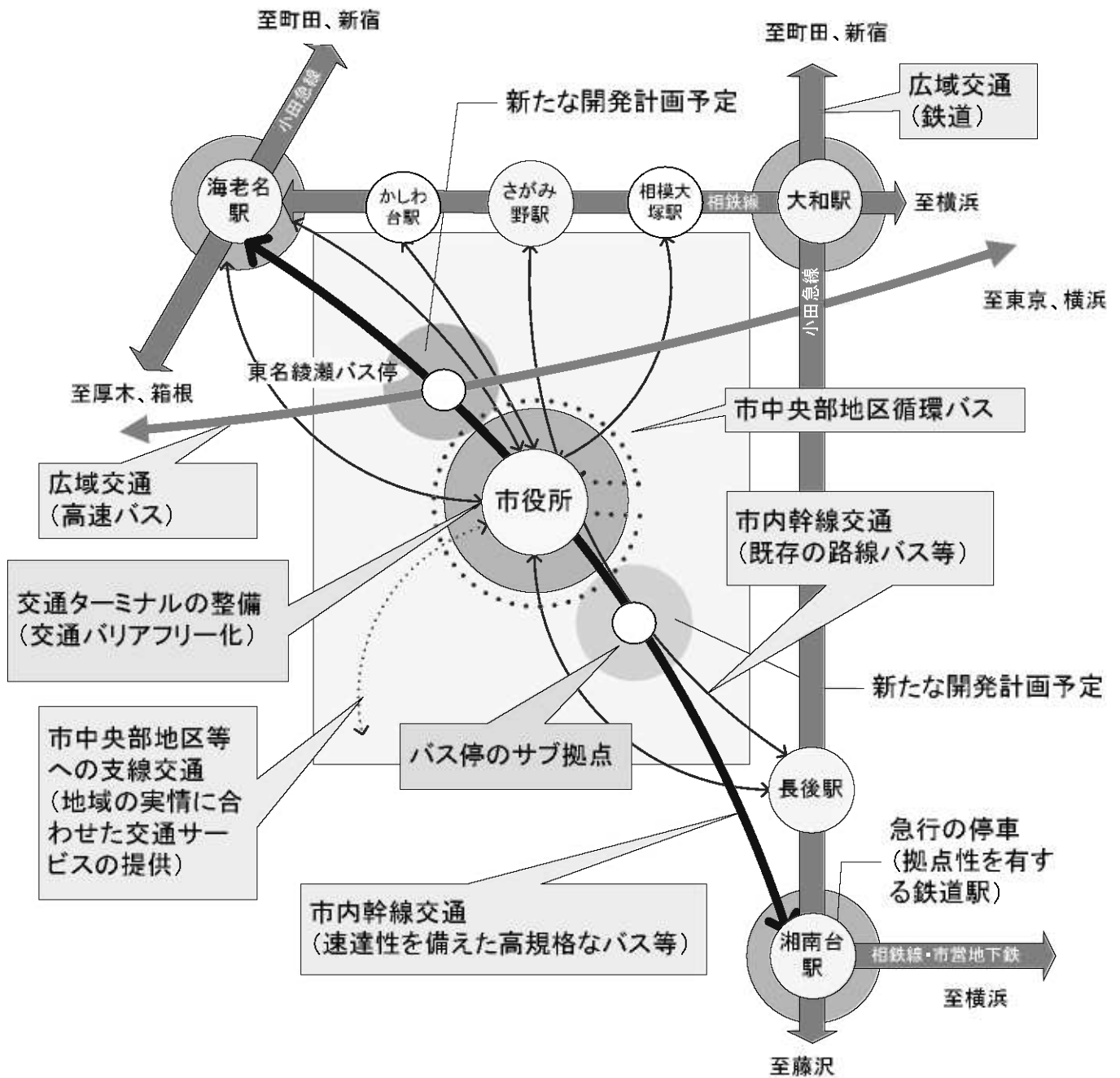
※ 各段階の目標、課題、主な取組み等は次頁に示すとおりです。

●市中央部地区を中心に、鉄道駅等への移動のしやすさを向上させ、長期に渡って継続的にサービスを提供するための公共交通体系づくり

段階	目標	課題	段階的な主な取組み						継続的に取組みを進める		市中央部地区との連携による綾瀬の顔づくり	
			試験運行等	利用促進策		公共交通網の充実・強化			実現化の課題・条件	快適な待機環境の整備		定時性の確保
				ソフト面 ○コミバスのみ ●コミバス・路線バス共通	情報技術（IT）の活用	コミバス	路線バス	施設整備				
第1段階	バス運行の特徴を活かした交通不便地区への対応による最低限の移動のしやすさを確保  バスの利用促進を図るために、バス利用者のニーズや課題への取組みを図り『第2段階』に進むための基盤を整備	①バスの便利さ等を知らない市民に、バスを知ってもらおう（バスの利便性等をPR）	コミバスの5ルートの試験運行、フォローアップ調査等の実施、自治会等、地域への説明	●バスマップ ○名刺大の時刻表作成配布 ●乗継ぎ可能な路線バス等の情報提供 ○綾瀬市の率先行動実施	市のホームページの充実、携帯電話等への運行情報の提供					整備計画の作成 ・バス停の設置 ・ベンチ、上屋、街灯等の整備 （市役所バスセンター） ・点字ブロック等の設置によるバリアフリー（安全性向上） ・人感センサーライト等の設置 ・各種情報（交通、イベント、災害、行政等）の提供 ・路上駐車 ・はみ出し枝の剪定 ・交差点改良 ・道路整備 ・バスベイスの充実 ・PTPS（公共交通優先通行）の導入等	・バスマップ等への広告掲載 ・バス車内音声広告放送、車内広告掲載 ・買物バス券、ポイント制等 ・敷地内バス停の整備 ・各施設内のバス運行情報の提供 ・店舗、施設の誘導 ・ふれあい施設、広場等の整備促進 ・市役所前交差点のバリアフリー化、歩行者デッキ等で連絡等	
		②他の交通手段選択意向が高い市民のバス利用の機会を増やす（バス利用の付加価値を付ける）	フォローアップ調査等の実施	●高齢者等の福祉施策の充実（移動支援） ●買物バス券、ポイント制 ○イベントとの協調 ○バス等運行時間に合わせた会議等の開催		地域防犯、路上駐車禁止等の強化を図るため車輻にカメラ等の装備		・庁内合意形成 ・商工会等との連携				
		③コミバス等の問題を解決	フォローアップ調査等の実施	○コミバスの回数券の発行等（料金支払い等の煩わしさの解消）	バス停での運行情報の提供等	バスルート、運行ダイヤ等の見直し		市道整備	コミバス利用を阻害している問題の把握			
		④乗継ぎ抵抗等の不満の問題を解決	実態調査、フォローアップ調査等の実施	●乗継割引、運行ダイヤの調整 ●パスモ、バス共通カードへの対応等	バスセンター等での運行情報の提供等	フルフラット床の車体の検討	利用者ニーズを踏まえ東西直通路線バスの検討	市役所バスセンター総合案内板、上屋等の整備、待合環境の充実を図るためのコンビニエンスストア等の誘致	東西を横断するバスニーズの把握			
第2段階	様々な交通主体それぞれの機能を活かし連携・補完し合える体系づくり	⑤コミバスの運行・運営体制を検討	フォローアップ調査等の実施	●電子メールや手紙等（仮称バスホットライン）の設置により、市民要望への速やかな対応を図る	バス等ロケーションシステムの導入 携帯端末の活用	【地域の实情に合わせたコミバスの発展】 ①交通事業者が受け持つ路線 ・既存の路線バス一部経路変更 ・コミバスの民間事業への移管 ・他の交通主体に変更 ②市が受け持つ路線		・交通事業者との協議 ・庁内合意形成（市が支援する路線）				
第3段階	多様な市民ニーズに対応し、より利便性に優れた公共交通ネットワークづくり	⑥市民ニーズ、土地利用に応じた公共交通ネットワークの強化を検討	フォローアップ調査等の実施		鉄道-バス、バス-バス間等の乗継交通相互の運行情報の提供等	【公共交通ネットワークの強化】 ・広域交通（鉄道、高速バス等） ・市内幹線交通（高規格なバス、路線バス等） ・市中央部地区への支線交通（コミバス、乗合タクシー等） ・市中央部地区循環バス（※次頁参照）	・交通ターミナルの整備 ・市役所前交差点のバリアフリー化（歩車完全分離等） ・寺尾上土棚線の整備	市中央部地区や新規開発等（土地利用の転換）による需要の拡大				

## 綾瀬市公共交通ネットワーク構想図

～まちづくり計画に合わせ、交通相互が有機的に結びつき  
連絡性に優れた公共交通ネットワーク～



### Ⅲ. さらなる充実に向けて

- これまで自動車での移動を主体としてきた市民に対し、バス等の公共交通の利用を促進していくためには、市民（公共交通利用者）の要望をできるかぎり、迅速に計画に反映させていくことが必須であり、市民、市、交通事業者等との信頼関係を築いていくことが重要です。
- 市のバス交通を、より利便性に優れたものにしていくためには、Ⅱ章で示した市やバス事業者による様々な取組みを実施していくことはもとより、これまで自動車での移動を主体としてきた市民自らが、積極的に公共交通を利用しようとする意識を醸成させていくことが必要です。
- こうした取組みにおいて重要なことは、①全市的な公平性に配慮すること、②市民のニーズにそって計画を進めること、③市民感覚と市の対応に時間的なズレが生じないこと等であり、市がその説明責任を果たすことです。
- 協議部会との議論の中では、市民会議の提案が全て受け入れられていません。しかし、その都度説明を受け、議論したことにより、市との信頼関係が築かれ、コミバス5路線の試験運行が実施されました。
- 今後も定期的なモニタリングやフォローアップ調査等を実施し、計画の見直しを進めることが重要であり、すみやかに実行するための検討組織が必要です。

## 綾瀬市バス交通検討市民会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市バス交通検討市民会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 バス交通の利便性の低い地域の解消及び市中心部へのアクセスの向上を目的としたバス交通のあり方に関する提言（以下「提言」という。）を取りまとめるため、綾瀬市バス交通検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 市民会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) バス交通のあり方に関すること。
- (2) 路線バスの運行に関すること。
- (3) コミュニティバスの運行に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項を取りまとめ市長へ提言すること。
- (5) その他提言の取りまとめに関し必要な事項

### (組織)

第4条 市民会議は、28人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会推薦者
- (3) 商工業関係者

### (任期)

第5条 市民会議の委員の任期は、市長への提言をもって満了とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 市民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議部会)

第8条 市民会議に、第3条第1号から第3号までに規定する事項に関して調整及び協議を行うため、別表に定めるものをもって構成する協議部会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の構成員（以下「会員」という。）の任期は、市民会議の委員と同様とする。

3 協議会に部会長及び副部会長を置き、部会長には都市整備課長をもって充て、副部会長は、会員の互選により選出する。

4 部会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 協議会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要に応じ会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 市民会議及び協議会の庶務は、都市整備主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。



別表（第8条関係）

会 員
国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
厚木土木事務所 道路維持課長
大和警察署 交通第一課長
相鉄バス株式会社 運輸部長
神奈川中央交通株式会社 運輸部 計画課長
企画課長
財政課長
健康介護課長
都市計画課長
都市整備課長
産業振興課長
道路管理課長
道路整備課長

## 綾瀬市バス交通検討市民会議 委員

委員	氏名	選出区分
委員長	井原 定男	大上自治会
副委員長	渡邊 勝夫	公募
委員	上田 博之	公募
〃	江口 燿彌	公募
〃	金岡 康子	公募
〃	笹尾 郁美	公募
〃	佐々木 國恵	公募
〃	中村 和作	公募
〃	森 京子	公募
〃	井上 哲夫	寺尾綾北自治会
〃	内田 實	上深谷自治会
〃	木附沢 忠質	蓼川自治会
〃	小林 邦夫	上土棚自治会
〃	近藤 アヤ子	小園自治会
〃	坂口 靖江	綾西自治会
〃	捧 美之	天台自治会
〃	高橋 昭二 重森 義雄(第13回より)	寺尾北自治会
〃	中村 好秀 笠間 善晴(第14回より)	寺尾南自治会
〃	見上 高士	中村自治会
〃	小島 功	綾瀬市商工会 (商工会商業部会長)
〃	細谷 章人	綾瀬市商工会 (商工会工業部会長)
〃	中村 高男	綾瀬市商工会 (青年部研修副委員長)
〃	井上 ケイ	綾瀬市商工会 (商工会女性部副部長)

綾瀬市バス交通検討市民会議 協議部会 会員

会員	機関名	役職	氏名
会員	国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画 専門官	飯村 勉 (第4回より)
会員	厚木土木事務所	道路維持課長	関口 悟 (第4回より)
会員	大和警察署	交通第一課長 交通第一課長 交通第一課長	新井 滋文 小林 靖雄(第5回より) 中村 久生(第8回より)
会員	相鉄バス株式会社	運輸部部長 運輸部部長	大橋 守 杉山 浩 (第3回より)
会員	神奈川中央交通 株式会社	運輸部次長兼 計画課長 運輸部次長兼 計画課長 計画課長	小早川 唯因 木野 勝美(第4回より) 譲原 弘明(第8回より)
会員	綾瀬市	参事兼 企画課長 企画課長	楢本 文雄 中山 利次(第6回より)
会員	綾瀬市	参事兼 財政課長 参事兼 財政課長	高島 勝美 比留川 昭(第6回より)
会員	綾瀬市	参事兼健康 介護課長	段木 絹代
会員	綾瀬市	産業振興課長	中島 敬徳
会員	綾瀬市	道路管理課長	金子 淳 (第4回より)
会員	綾瀬市	道路整備課長	塩川 和彦
副部会長	綾瀬市	参事兼 都市計画課長 参事兼 都市計画課長	志村 勝 比留川 正昭 (第6回より)
部会長	綾瀬市	都市整備課長 都市整備課長	小野 邦昭 森山 謙治(第6回より)

## 【市民会議の取り組み等（1／4）】

日時・場所	種 別	主な内容
平成 16 年 9 月 4 日（土）	第 1 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内バス交通の現状について</li> </ul>
平成 16 年 10 月 2 日（土）	第 2 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来都市像とバス交通網</li> <li>コミバスの目的の明確化</li> <li>コミバスルートの提案</li> </ul>
平成 16 年 10 月 30 日（土）	第 3 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバスの目的</li> <li>コミバスの運行ルートを検討する上での条件</li> <li>コミバスの運行ルートの提案</li> </ul>
平成 16 年 11 月 11 日（木）	第 4 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス導入の目的及びコミバス運行ルートの提案の再検討</li> <li>コミバスの目的及び運行ルートの提案</li> </ul>
平成 16 年 11 月 18 日（木）	★第 1 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議の内容及びコミバス運行のスケジュールについて</li> <li>コミバス試験運行に関わる市民会議の検討結果について</li> </ul>
平成 16 年 12 月 3 日（金）	★第 2 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス試験運行に関わる市民会議の検討結果について</li> <li>バス会社へのヒアリング結果について</li> </ul>
平成 16 年 12 月 18 日（土）	第 5 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス導入の基本方針（案）と地域別方針（案）についての意見交換</li> <li>市民会議で作成したコミバスルート案の課題と見直し案の検討</li> <li>コミバス試験運行ルート案の選定</li> </ul>
平成 17 年 1 月 15 日（土）	第 6 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス市民ルートの見直し案の検討</li> <li>コミバス試験運行ルート案の選定</li> </ul>
平成 17 年 1 月 22 日（土）	第 7 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス市民ルートの見直し案の検討</li> <li>コミバス試験運行ルート案の選定</li> <li>コミバスの位置づけ（案）</li> </ul>
平成 17 年 1 月 29 日（土）	○バスルート案の 現地視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議委員によるコミバス市民ルート案の現地視察</li> </ul>
平成 17 年 2 月 10 日（木）	第 8 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス市民ルートの見直し案の検討</li> <li>コミバス料金体系の検討</li> </ul>
平成 17 年 2 月 17 日（木）	★第 3 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス導入に関する中間報告</li> </ul>
平成 17 年 3 月 5 日（土）	第 9 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミバス導入に関する中間報告とコミバスのアンケート調査</li> </ul>

## 【会議の開催状況等（2／4）】

日時・場所	種 別	主な内容
平成 17 年 3 月 19 日（土）	第 10 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験運行ルート案の警察協議経過について</li> <li>・ コミバス導入に関する中間報告とコミバスのアンケート調査</li> <li>・ 児童のコミバス料金に関して</li> </ul>
平成 17 年 8 月 4 日（木）	第 11 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過報告、路線申請内容及び今後のスケジュールについて</li> <li>・ アンケート結果（概要）について</li> <li>・ コミバスの総称、愛称等の選定について</li> <li>・ 試験運行及び中間報告の市長への提言について</li> </ul>
平成 17 年 9 月 3 日（木）	第 12 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミバス導入に関して提言（第 1 次）</li> <li>・ 市民アンケート調査報告</li> <li>・ コミバス路線申請における神奈川県警察本部との協議結果</li> <li>・ コミバスの愛称の検討</li> <li>・ コミバスの車体及びバス停留所看板のデザインの検討</li> </ul>
平成 17 年 10 月 4 日（木）	第 13 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミバスの車体及びバス停留所看板のデザインについて</li> <li>・ 沿道自治会への実証実験運行ルートの周知について</li> <li>・ コミバスの愛称の検討について</li> <li>・ コミバス 3 路線とバス交通のあり方について</li> </ul>
平成 17 年 11 月 1 日	◎コミバス運行記念式典 1 号車（市役所～かしわ台駅～市役所）	
平成 17 年 11 月 24 日（水）	第 14 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミバス運行記念式典の報告について</li> <li>・ コミバス運行に係わるコスト表示について</li> <li>・ バス事業者とのルート現地立会い結果とコミバス 3 路線の検討について</li> </ul>
平成 17 年 12 月 21 日（水）	★第 4 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議の検討結果</li> <li>・ 市民会議要望</li> </ul>

## 【会議の開催状況等（3／4）】

日時・場所	種 別	主な内容
平成 18 年 1 月 25 日（水）	★第 5 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長 4 0 ・ 4 4 ・ 4 5 系統「長後駅～上土棚団地～長坂上」及び長 4 3 系統「長後駅～長坂上」のバス路線延伸について</li> <li>・ 綾 7 2 系統「大和駅・相模大塚駅～綾瀬車庫」の市中央部への延伸について</li> <li>・ 綾 4 4 系統「海老名駅～吉岡・早川～本郷工業団地」のバス路線維持について</li> <li>・ 小園・早川地区を運行するバス路線の文化センター（高齢者福祉会館・綾瀬厚生病院）への乗入れについて</li> <li>・ コミバスルート案に対する警察見解について</li> </ul>
平成 18 年 2 月 16 日（水）	第 15 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和警察署の現地確認結果について</li> <li>・ コミバスルートの再検討について</li> <li>・ 自主財源確保策について</li> <li>・ 利用者アンケートについて</li> </ul>
平成 18 年 3 月 3 日（金）	第 16 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス会社との協議結果についての報告</li> <li>・ コミバス運行計画の再検討について</li> <li>・ 利用者アンケートについて</li> </ul>
平成 18 年 3 月 30 日（木）	第 17 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者アンケートの概要報告</li> <li>・ コミバス運行計画の再検討について</li> </ul>
平成 18 年 4 月 17 日（月）	★第 6 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度綾瀬市コミバスの運行計画について</li> </ul>
平成 18 年 4 月 27 日（木）	第 18 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者アンケートの概要報告</li> <li>・ コミバス運行計画の再検討について</li> </ul>
平成 18 年 5 月 31 日（水）	第 19 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市役所～かしわ台駅～市役所」ルートの減便について</li> <li>・ 大和警察署現地立会い結果について</li> <li>・ コミバスに関する提言書（案）について</li> </ul>
平成 18 年 6 月 22 日（水）	第 20 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県警察本部現地立会い結果について</li> <li>・ コミバスに関する提言書（案）について</li> </ul>
平成 18 年 7 月 10 日（月）	★第 7 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミバスルート案の神奈川県警察本部立会い結果について</li> <li>・ コミバスに関する提言書（案）について</li> </ul>
平成 18 年 7 月 18 日（水）	第 21 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミバス導入に関して提言（第 2 次）</li> <li>・ 市長と意見交換</li> </ul>
平成 18 年 9 月 6 日（水）	第 22 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所～かしわ台駅～市役所ルートの運行ダイヤの見直し</li> <li>・ コミバスのカラー識別について</li> <li>・ 綾瀬市バス交通網再編計画について</li> </ul>

## 【会議の開催状況等（４／４）】

日時・場所	種 別	主な内容
平成 18 年 10 月 7 日（土）	第 23 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用促進策について</li> <li>・ 綾瀬市バス交通網再編計画について</li> </ul>
平成 18 年 11 月 1 日（水）	◎コミバス運行記念式典 2号車（市役所～相模大塚駅） 3号車（市役所～上土棚団地～市役所） 4号車（市役所～上土棚北（中原公園）～市役所） 5号車（市役所～高座屋内温水プール）	
平成 18 年 11 月 18 日（土）	○バスの乗継体験ツアー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 班に分かれコミバス、路線バスの乗継乗車を体験</li> </ul>
平成 18 年 11 月 21 日（火）	第 24 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市バス交通網再編計画について</li> <li>・ （バスの乗継体系の結果を発表）</li> </ul>
平成 18 年 12 月 16 日（土）	第 25 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市バス交通網再編計画について</li> <li>・ フォローアップ調査について</li> </ul>
平成 19 年 1 月 13 日（土）	第 26 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市バス交通網再編計画について</li> <li>・ フォローアップ調査について</li> </ul>
平成 19 年 1 月 24 日（水） 1 月 27 日（土） 1 月 28 日（日）	○試験運行のフォローアップ調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～5 号車のコミバスの OD 調査、利用者へのアンケート調査（郵送、回収）</li> <li>・ 4, 5 号車沿道市民に対するアンケート調査</li> </ul>
平成 19 年 2 月 10 日（土）	第 27 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市公共交通網再編計画について</li> </ul>
平成 19 年 2 月 27 日（火）	第 28 回市民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市バス交通のあり方 提言書（案）について</li> </ul>
平成 19 年 3 月 14 日（水）	★第 8 回協議部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 綾瀬市バス交通のあり方 提言書（案）について</li> </ul>
平成 19 年 3 月 25 日（日）	綾瀬市バス交通のあり方の提言	